

## 令和3年第8回堺市教育委員会議事録

開催日	令和3年6月17日(木)
場所	市役所本館3階大会議室2
会議種類	定例会
議案・報告	報告第11号 堺市立学校園教職員人事について 議案第19号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について 議案第20号 堺市立幼稚園園則の一部改正について 議案第21号 堺市就学支援委員会規則の一部改正について 議案第22号 堺市博物館協議会委員の委嘱及び任命について 議案第23号 堺市立図書館協議会委員の解任及び任命について 議案第24号 堺市社会教育委員の委嘱について
その他報告	①新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応について
教育長	日渡円教育長
出席委員	河盛幹雄委員 大島幸恵委員 宮本功委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員
事務局出席者	山寄久樹教育次長 松下廣伸教育監 橋健一理事 中山真裕美総務部長 長山秀基教職員人事部長 太田雅之学校教育部部理事 森浦稔地域教育支援部長 藤本慎也教育センター所長 浦部中央図書館長 澤田克生教委総務課参事 上岡英夫学務課長 樋口信征教職員企画課長 志波政宏教職員人事課長 川島強支援教育課長 中遠和枝生徒指導課長 八木直亮地域教育振興課長 黒島洋和放課後子ども支援課長 成澤淳一学校ICT化推進室長 渡邊耕太能力開発課長 有澤隆司中央図書館総務課長 増田達彦学芸課長 永木里恵教育政策課長 至田義朋教育政策課長補佐 古賀祐喜教育政策課副主査
署名委員	河盛幹雄委員、新谷奈津子委員
開会宣言	午前10時
日渡円教育長	これより、令和3年第8回教育委員会を開会します。 今期は定例会です。 まず、教育政策課課長補佐から、諸般の報告があります。
至田義朋教育政策課長補佐	報告いたします。 本日の会議には、教育長及び全ての委員が出席されています。 また、事務局におきましても、案件に関係する理事者全員が出席しております。
日渡円教育長	これより、本日の会議を開きます。 本日の議事録署名委員は、会議規則第17条第3項の規定によりまして、河盛委員、新谷委員を指名します。よろしく申し上げます。 次に、さきにお配りしました、令和3年第6回教育委員会議事録について、承認することにご異議はありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。 次に、日程に入ります。日程につきましては、さきに示したとおりです。
【案 件】	日程第1 報告第11号 堺市立学校園教職員人事について
日渡円教育長	日程第1「報告第11号 堺市立学校園教職員人事について」提案理由を説明してください。
【説 明】	志波政宏教職員人
	本件は、堺市立深井小学校の教職員人事に係るもので、学校教育法第37条第8項の規定に基づき、同校教頭に、校長職務代理の発令をしたものです。

事課長	<p>本件について、教育委員会の議決事項であります。教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和3年5月26日に教育長において臨時代理したので、報告します。</p> <p>概要は、堺市立深井小学校、山本清和校長が令和3年5月19日から令和3年8月16日まで病気休暇を取得したことにより、同校、屋宮雄一郎教頭に対し、令和3年5月26日から令和3年8月16日まで校長職務代理の発令をしたものです。</p>
日渡円教育長	<p>ただいま説明が終わりました。</p> <p>本件につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
大島幸恵委員	<p>病気休暇ということですので、いろいろな原因があると思いますが、本来は校長先生と教頭先生の二人体制の仕事で、校長先生の代わりに教頭先生が一人でされるので、職務内容が膨大になることに対して心配する点がありますので、教育委員会として、きちんと対応していただけるようお願いしたいと思います。</p>
志波政宏教職員人事課長	<p>まず、二人体制で、校長と教頭が一緒になって学校運営していく訳ですけども、一人欠けているという状況の中で、教育委員会としましては、校長経験者のOBである管理職支援員を適宜派遣して、学校運営に支障がないように配慮しております。</p>
日渡円教育長	<p>よろしいですか。ほかにございませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認をされました。</p>
【採 決】	承認
【案 件】	日程第2 議案第19号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
日渡円教育長	次に、日程第2「議案第19号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」提案理由を説明してください。
【説 明】 樋口信征教職員企画課長	<p>議案第19号「堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」説明します。</p> <p>本市全体としまして、また学校園におきましても、新型コロナウイルス感染症への対応が続いていることを踏まえ、教職員が夏季において心身の健康の維持及び増進を図るための特別休暇である5日間の夏季特別休暇につきまして、十分に取得できるよう所要の改正を行うものです。</p> <p>改正の内容は、昨年度と同様に令和3年度においても、夏季特別休暇の取得期間を、通常7月から9月までの3か月である取得期間につき、これを1か月延長し7月から10月までの間、4か月で取得できるようにする特例を定めるものです。</p> <p>本規則は、令和3年7月1日から施行するものです。</p>
日渡円教育長	本件について、ご意見、ご質問はございませんか。
河盛幹雄委員	この特別休暇につきまして、コロナ以前と、昨年のコロナが発生した年の取得の実態についての説明をお願いします。
樋口信征教職員企画課長	<p>昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、学校園で臨時休業措置を取りました。臨時休業措置を取ったことで、夏季休業期間を短縮することとなり、教職員が6月から9月までの本来の期間内に夏季特別休暇を取得しづらくなったため取得可能な期間を1か月延ばしたものです。</p> <p>5日間の夏季特別休暇について、新型コロナウイルス感染症対応以前と以後でどちらも約9割の教職員が取得実績を残しております。昨年度、10月までに1か月延ばしましたが、10月での取得実績につきましては、相当数の教職員が取得したという実績があり、1か月延長したことによる取得率の上昇の効果と評価しております。</p> <p>今年度につきましても、1か月延長した結果を見て、分析したいと思っております。</p>

日渡田教育長	ほかにございませんか。
新谷奈津子委員	去年は一斉休業ということで臨時休業があったという背景で1か月延ばしたということですが、今年はそういった状況ではありませんが、今年もこの対応をされた理由を詳しくお聞かせ下さい。
樋口信征教職員企画課長	夏季特別休暇の制度につきましては、市職員と同様の制度を取っており、市職員においては新型コロナウイルス感染症対応について、保健所、ワクチン担当を始め、多くの職員が日々これらの業務に対応しているところです。 今年度は、すべての市立学校園に対する一律の臨時休業措置や夏季休業期間の短縮の措置はありませんが、市職員全体として、この夏季特別休暇を心身の健康の維持と増進を図るため、十分に取得させることを目的として今年も実施するものです。
日渡田教育長	ほかにございませんか。
鈴木真由子委員	もし10月までの取得可能期間を延長することが休暇の取得率の向上に向けて、合理的であるというデータが明らかになるのであれば、これを継続するのか、検討の余地があるのかなと思います。
日渡田教育長	今のご意見ですが、もう少し教育委員の皆様と、継続して議論していきたいと思ひます。 ほかにございませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件につきまして、原案のとおり可決することについてご異議ありませんか。 異議なしと認めます。 本件は原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第3 議案第20号 堺市立幼稚園園則の一部改正について
日渡田教育長	次に、日程第3「議案第20号 堺市立幼稚園園則の一部改正について」提案理由を説明してください。
【説 明】 上岡英夫学務課長	議案第20号「堺市立幼稚園園則の一部改正について」説明します。 堺市の公立幼稚園は令和2年6月の堺市幼児教育基本方針改訂版に基づく公立幼稚園再構築で、津久野、三国丘、白鷺、みはら大地の4園を研究実践園として存置し、北八下、八田荘、東陶器、登美丘東の4園は令和4年度の4歳児募集は停止、5歳児クラスのみ運営とし、この5歳児が卒園する令和5年3月に閉園することとしています。 今回の園則改正は、さきの4園が4歳児募集を停止し翌年度末に閉園となることで、公立幼稚園に入園を希望する幼児の選択肢を確保するため、美原町との合併以降、美原区域に限定しておりました、みはら大地幼稚園の入園資格を全市区域から入園が可能となるように見直し所要の改正を行うこと、また堺市立学校設置条例の一部改正に伴い、廃止する幼稚園の入園資格に係る規定を削るものです。 入園資格に関する居住区域要件の廃止は令和4年4月1日に施行し、閉園する幼稚園に係る改正規定は令和5年4月1日から施行するものです。
日渡田教育長	本件につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 本件は原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第4 議案第21号 堺市就学支援委員会規則の一部改正について
日渡田教育長	次に、日程第4「議案第21号 堺市就学支援委員会規則の一部改正について」を議題といたします。 提案理由を説明してください。

<p><b>【説明】</b> 川島強支援教育課長</p>	<p>議案第 21 号「堺市就学支援委員会規則の一部改正について」説明します。 堺市就学支援委員会では、支援学級入級・支援学校入学を希望する幼児・児童の障害の状況を把握し、本人・保護者の意向を最大限尊重し、障害のある子どもの就学に関する専門的知識、教育学や医学や心理学等を有する委員による審議が行われています。 障害のある幼児及び児童の就学先について、調査、研究及び審議をより充実させるため、委員会の委員構成に支援学校見学や体験入学等を担当する支援学校の特別支援教育コーディネーターを加えるため、所要の改正を行うものです。 改正の内容としては、委員の構成について支援学校特別支援教育コーディネーターを委員会に加えるものです。 本規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行します。</p>
<p>日渡円教育長</p>	<p>本件につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
<p>鈴木真由子委員</p>	<p>堺市就学支援委員会に支援学校の特別支援教育コーディネーターが入るとするのは非常に重要なことと思うのですが、公立学校も特別支援教育コーディネーターが最低 1 人は配置されていると思います。公立学校の特別支援教育コーディネーターと支援学校の特別支援教育コーディネーターとの横の交流があればよいと思います。また、現在支援学校の中でされている研究や成果、教育に対する考え方を、公立学校の特別支援教育コーディネーターを通して、広く共有できる可能性があると思っております。意見交換や、情報を共有するような機会というのはありますか。</p>
<p>川島強支援教育課長</p>	<p>今ご指摘された件につきまして、特別支援教育コーディネーターの研修会を教育センターと一緒にっております。今年度、昨年度は新型コロナウイルス感染症のために実施できなかったのですが、そういった研修の場で、共有等をしており、研修の中でも扱っていきたいと考えています。</p>
<p>日渡円教育長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>鈴木真由子委員</p>	<p>グレーゾーンと言われる子どもたちがとても増えてきていて、公立学校の中でも様々なニーズに応じていく上で、支援学校以外の先生方にも、いろいろな視点で子どもたちの多様性を認めていくような考え方がとても重要になってくると思いますので、そうした機会に広く先生方に意識を持っていただけるような、働きかけを今後も積極的に進めていただければと思います。</p>
<p>日渡円教育長</p>	<p>ほかにごございませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決されました。</p>
<p><b>【採決】</b></p>	<p>可決</p>
<p>(日程第 5 から日程第 7 は、秘密会として審議)</p>	
<p>日渡円教育長</p>	<p>お諮りします。 日程第 5 から日程第 7、「議案第 22 号 堺市博物館協議会委員の委嘱及び任命について」から「議案第 24 号 堺市立社会教育委員の委嘱について」までの、3 件は、人事に関する議案であるために、秘密会とすることにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 これより秘密会とします。</p>
<p><b>【案件】</b></p>	<p>日程第 5 議案第 22 号 堺市博物館協議会委員の委嘱及び任命について</p>
<p>日渡円教育長</p>	<p>日程第 5「議案第 22 号 堺市博物館協議会委員の委嘱及び任命について」を議題とします。 提案理由を説明してください。</p>
<p><b>【説明】</b> 増田達彦学芸課長</p>	<p>議案第 22 号「堺市博物館協議会委員の委嘱及び任命について」ご説明します。 令和 3 年 6 月 30 日をもって、2 年間の任期で委嘱及び任命した委員 10</p>

	<p>名が任期満了となりますので、新委員の委嘱及び任命について審議いただくものであります。</p> <p>博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、博物館法などによって設置されているものです。</p> <p>その委員構成については、堺市博物館条例第8条に規定されており、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命することになっております。</p> <p>今回は、新委員9名の委嘱及び任命につきまして上程するものです。委員の年齢層につきましては30歳代から60歳代まで偏りなく幅広いものとなっております。</p> <p>任期につきましては、令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間となります。</p>
日渡円教育長	本件につきまして、ご意見、ご質問ありませんか。
鈴木真由子委員	<p>来館者を増やすことも大切ですので、博物館の展示の見せ方を評価できる方を、ぜひ入れていただきたいと思っております。例えば空間デザイナーなどといった、デザイン的な見地から魅力的な見せ方ができる人、またイベントのクリエイターのようなおもしろい体験ができるような視点をもった人など今までいっしょの委員とは別の視点で、アピール性がある博物館の魅力を最大限に出すアドバイスができる委員を加えていただけると、市民の皆さんのサービス向上につながるのかなと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。</p>
日渡円教育長	このことにつきましては、意見交換会で教育委員の皆さんの意見が出て、私たち堺市教育委員の総意として受け止めております。今回、このような形で提案させておりますが、次回の博物館協議会委員の委嘱の時には堺市教育委員の意見としてお願いしたいと思います。
増田達彦学芸課長	はい、了承しました。
日渡円教育長	<p>ほかございませんか。よろしいですか。</p> <p>それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>本件は原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	日程第6 議案第23号 堺市立図書館協議会委員の解任及び任命について
日渡円教育長	次に、日程第6「議案第23号 堺市立図書館協議会委員の解任及び任命について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 有澤隆司中央図書館総務課長	<p>議案第23号「堺市立図書館協議会委員の解任及び任命について」ご説明します。</p> <p>図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行うサービスにつきまして、館長に対して意見を述べる機関として、図書館法などによって設置されています。委員構成につきましては、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱及び任命することとなっております。</p> <p>本議題につきましては、図書館協議会委員9名のうち1名から辞職の申し出がございましたため、図書館法第15条及び堺市立図書館条例第3条第5項の規定によりまして、委員1名の解任及び補欠委員候補者の任命についてご審議いただくものです。</p> <p>解任する委員と後任に任命する補欠委員候補者につきましては、議案書に記載のとおりです。</p> <p>なお、後任の任期につきましては、堺市立図書館条例第3条第5項によりまして、前任者の残任期間とすることとなっております、令和3年8月31日までで</p>

	す。
日渡田教育長	<p>本件につきましては、校長会に推薦をお願いしており、役員改選による変更ということですが、何かご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件につきましては、原案のとおり可決することについてご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>本件は原案のとおり可決されました。</p>
<b>【採 決】</b>	可決
<b>【案 件】</b>	日程第 7 議案第 24 号 堺市社会教育委員の委嘱について
日渡田教育長	<p>次に、日程第 7「議案第 24 号 堺市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
<b>【説 明】</b> 八木直亮地域教育 振興課長	<p>議案第 24 号「堺市社会教育委員の委嘱について」説明します。</p> <p>令和 3 年 6 月 30 日をもって、2 年間の任期で委嘱した委員 9 名が任期満了となりますので、次期委員の委嘱についてご審議いただきたく、上程するものです。</p> <p>社会教育委員は、社会教育行政について広く各種助言や意見を聴取するために設置されているものです。</p> <p>その委員構成については、堺市社会教育委員に関する条例第 2 条に規定されており、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱することとなっています。</p> <p>また、今回の候補者はいずれも幅広い分野で活躍し専門の知識を有することから適任であると考えております。</p> <p>任期については、令和 3 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの 2 年間になります。</p>
日渡田教育長	<p>本件につきまして、ご意見、ご質問ございますか。</p> <p>それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>本件は原案のとおり可決されました。</p>
<b>【採 決】</b>	可決
<b>【その他報告①】</b>	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応について
日渡田教育長	<p>それでは、最後にその他報告になります。「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応について」の報告をします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症につきましては、本市の中学校におきまして集団感染となる事案が発生しました。</p> <p>また、学校園で働く方を対象に、新型コロナウイルスワクチンの先行接種の準備を進めているところです。</p> <p>これらにつきまして総務部長より説明します。</p>
<b>【説 明】</b> 中山真裕美教委総 務部長	<p>2 点ご説明を申し上げます。</p> <p>まず、金岡南中学校における事案ですが、同一施設から 5 名以上の感染者が発生したことから、集団感染事例となりまして、6 月 2 日の大阪府のクラスター一覧にも掲載されたところです。</p> <p>経緯について、日を追ってご説明させていただきます。</p> <p>まず、5 月 27 日に 2 年生 1 名の陽性が判明し、以降 31 日までに同学年の 5 名の陽性が判明したことから、確認検査を実施するため 2 年生を 6 月 1 日から 4 日までの期間、学年休業といたしました。確認検査ですが、陽性者の所属する 2 クラス及び関係する教職員を対象に実施いたしました。その結果、新たに生徒 8 名の陽性が判明したことから、2 年生残りの 6 クラスと陽性者が所属するクラブの部員についても検査することといたしました。検査に当たりまし</p>

	<p>て、2年生は学年休業を8日まで延長し、1年生と3年生も同じ期間休業しました。休業中は1人1台パソコンを持っておりますので、それを持ち帰り、休業期間中の学習や学校との連絡を行ったところです。2年生の検査結果では4日に新たに7名、5日に5名が陽性となり、8クラス中、3クラス学級休業いたしました。この検査結果を踏まえまして、1年生、3年生にも全員の検査を実施することとし、検査期間を考慮しまして1年生、2年生、3年生の全体の学校休業を14日まで延長したところです。追加しました1年生、3年生の検査結果ですが、いずれも9日、10日に全員陰性であることが判明しましたので、6月15日より学校を再開することを決定しております。休業期間中の学習に関してですが、持ち帰りしましたパソコンを通して生徒の健康状態の確認や学びの継続に努めたほか、11日と14日にはパソコンを活用してオンライン学活、またオンライン学習を行い、生徒とのコミュニケーションを図っております。</p> <p>学校につきましては、18日から学校再開に当たりまして、18日までは1クラスを午前、午後に分けた分散授業を行い、感染対策と生徒の不安解消に努めております。さらに健康観察につきましては、従来から実施しております健康観察カードに加えまして、学校にサーモグラフィーを設置して体温を測定するなど二重の体制で行い、感染兆候の早期発見を図っております。健康観察、放課後の見回り、生徒の心のケア等の実施の際は、教育委員会事務局からも応援職員を派遣し学校の支援を行っております。</p> <p>続きまして、コロナワクチンについての先行接種についてご説明申し上げます。</p> <p>現在堺市では、新型コロナワクチンは65歳以上の市民を対象に接種を実施しており、今後65歳未満の市民の方へ接種券の送付が予定されております。このたび学校園で従事する教職員等に対して、先行接種の機会を設けることとなりました。先行接種の対象者は、学校園で児童等に対面で接する従事者としておりまして、具体的には常勤の教職員をはじめ非常勤講師や介助員などの会計年度任用職員に加えまして、放課後ののびのびルームの指導員や給食調理員など、本市が委託しております事業所の従業員、またネイティブスピーカーや学校看護師など、人材派遣による従事者も対象としております。対象者の選定に当たっては、現在、事務局内において各所管との調整を重ね、広く範囲を設定しております。接種そのものは任意で行っていただきますが、業務時間中の接種は職務免除とし、また副反応発生時に備えまして特別休暇の適用も規定しております。併せて、そのような接種に際しての環境も整備しているところです。</p> <p>なお、先行接種の方法ですが、接種の予約は接種者に行っていただきまして、勤務地である学校の証明書が必要となるなど、対象者や学校園及び委託先事業所が行っていただく手続きがございます。なお、現在学校園等に対し通知を行う準備をしておるところです。来週中には通知を発送する予定です。現時点ですが、接種そのものの予約は7月1日から開始し、12日以降、接種開始ができるように進めております。</p>
日渡円教育長	<p>ただいま説明が終わりました。 何かご意見、ご質問ありませんか。</p>
鈴木真由子委員	<p>ワクチンの接種について、対象の人数と打ち終わるまでの期間の見込みの情報があれば教えてください。</p>
中山真裕美教委総務部長	<p>5月末時点で、私どもが把握している対象者につきましては、大体1万1,300人程度、それに加えまして、まだ捕捉できていない方がいらっしゃるかと思いますので、その作業を進めております。</p> <p>先行接種に関しましては、7月から予約をしていただいて接種が可能になるのですが、1回目の接種は8月1日までにしていただくことが望ましいということもございますので、7月から8月末の2か月の間に3~4週間空けて接種していただくように考えております。ただ、学校それぞれのご事情もございますので、そこはご本人に予約していただいて調整を取っていただくということが前提になっています。</p>

日渡田教育長	ほかにございせんか。
新谷奈津子委員	金岡南中学校について、最大2週間休業になった、その間の授業をどう挽回していくかについて何らかの方針はありますか。
澤田克生教委総務課参事	当該学校につきましては、オンライン学習に関して、先進的な取組をしているということがあり、休業期間中もパソコンを使ってフォローアップをしておりましたが、これに加えて、夏季休業中の活用も検討すると聞いております。
日渡田教育長	ほかにございせんか。
新谷奈津子委員	課題等がありましたら、報告していただきたいと思います。
日渡田教育長	課題等が出ましたら、教育委員に報告させていただきます。 ほかにございせんか。
閉 会 宣 言	午前10時35分
日渡田教育長	それでは、以上で今期定例会に付議されました案件は、全て議了しました。これをもって、令和3年第8回教育委員会を閉会します。